建物明渡等請求事件に関する訴えの提起について

次の訴えを提起したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨

市から建物等を無償で借り受け、係る使用貸借契約が終了した後もこれら を不法に占拠している者に対し、当該建物等を市に明け渡すとともに、当該 占拠する期間に係る賃料相当損害金の支払いを請求するもの。

2 訴えの理由

本件訴えに係る建物等の借主である下記の者は、それぞれ西海市長と締結した平成28年3月28日付の「市有財産使用貸借契約書」及び同日付の「旧長崎オランダ村施設の土地及び建物に関する使用協定書」(以下合わせて「本件契約」という。)に基づき、平成28年4月1日から令和8年3月31日までを使用貸借期間として、本件申立てに係る建物及びその敷地並びに関係するその他の土地を占有し、又は優先的に使用していた者であるが、当該者は、市が令和4年1月6日付の書面をもって上記市有財産使用貸借契約書第18条に基づく本件契約の当然終了を申し入れ、かつ、仮にこれに該当しない場合でも同契約書第16条に基づく解約を申し入れたことにより、遅くとも同条の規定による8箇月の予告期間の末日となる本年9月7日の経過をもって本件契約が終了したにも拘わらず、同月8日以降も市に対して当該建物等を明け渡していない。

よって、市は、当該建物等を不法に占拠している下記の者を本件申立ての相手方として、当該建物等の明渡し及び不法に占拠する期間に係る賃料相当損害金の支払いを求めて本件訴えを提起するものである。

3 訴えの相手方

長崎県西海市西彼町喰場郷1683番地4 長崎オランダ村株式会社 代表取締役 鶴田 裕敏

4 訴えの対象物件

長崎県西海市西彼町喰場郷1683番地4 (旧長崎オランダ村施設 B ゾーンエリア) に所在する本件契約に基づく対象物件たる別紙1記載の建物等並びに別図1、別図2及び別図3の土地

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 反訴の提起
- (2) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は民事訴訟法第48条の規定による脱退
- (3) 控訴、上告及び上告受理の申立て並びにこれらの取下げ
- (4) その他本件訴えに係る請求内容を実現するために必要な裁判上の行為
- 6 管轄裁判所 長崎地方裁判所

(1) 建物

所在:長崎県西海市西彼町

符号	所在地	地番	家屋番号	種類	構造	備考
1	喰場郷	1683番4	1683番4	門・倉庫	鉄骨造1階	H-1(ゲート棟)
2	喰場郷	1683番4	1683番4	店舗・事務所	鉄筋コンクリート造4階	H-2(ゴブリンラック棟(A棟))
3	喰場郷	1683番4	1683番4	店舗・倉庫	鉄筋コンクリート造3階	H-3(団体レストラン棟(B棟))
4	喰場郷	1683番4	1683番4	店舗	鉄筋コンクリート造2階	H-4(ホールンタワー棟)
5	喰場郷	1683番4	1683番4	店舗	木造瓦2階	H-5(レストラン棟(C棟))
6	喰場郷	1683番4	1683番4	店舗	木造スレート1階	H-6(カフェテラス棟)
7	喰場郷	1683番4	1683番4	機械室	鉄筋コンクリート造2階	H-7(設備棟)
8	喰場郷	1683番5	-	工場	鉄筋コンクリート造1階	浄化槽棟
9	喰場郷	1682番5地先	-	生簀・店舗	鉄骨造テント	B-11(マドローダム棟)
10	喰場郷	1686番3	1686番3の2	店舗	鉄筋コンクリート造1階	B-12(海事博物館棟※一部除く)
11	喰場郷	1686番3地先	_	テント	鉄骨造テント	B-22(プリンスカーデテント)

(2) 建物の敷地及びその他の土地

所在:長崎県西海市西彼町

大字	字	地番	地目	面積 m²					
喰場郷	大谷脇	1683番4	原野	1694					
喰場郷	大谷脇	1680番9	公衆用道路	27					
喰場郷	大谷脇	1680番4	原野	232					
喰場郷	大谷脇	1680番10	公衆用道路	180					
喰場郷	大谷脇	1683番5	原野	231					
喰場郷	大谷脇	1683番29	原野	9. 1					
喰場郷	食場郷 大谷脇 1682番5		雑種地	660.75(一部)					
喰場郷	大谷脇	1686番3	宅地	367. 48 (一部)					





